

## みどりのまちづくり推進事業補助金交付事務取扱要領

第1 この要領は、みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金の交付に際し、必要な事項を定める。

第2 要綱第2条及び第4条第1項の市街化調整区域内の既存集落は、次の各号のいずれかに該当する地区をいう。

- (1) 概ね50戸以上の建築物が連たんしている地区
- (2) 市街化区域又は前号の地区から概ね500mの範囲に該当する地区。ただし、間に大規模な河川や道路等があって、一連とは言いがたい場合は、別途協議を必要とする
- (3) その他市長が必要と認めた地区

第3 市長は、要綱第7条第1項の規定による審査を行うに際し、敷地等（要綱第2条に規定する敷地及び建築物をいう。以下同じ。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市施設として都市計画決定がなされている場合は、その都市施設の性質及びその都市施設に係る事業の進捗状況等を十分考慮した上で、補助金交付の可否を決定しなければならない。

第4 要綱第16条第1項の規定による状況確認は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 緑化施設の管理状態が劣悪なために近隣住民等から苦情等があったとき
- (2) その他市長が必要と判断したとき

第5 要綱第16条第2項の市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) みどりのまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書を交付した年度から5年が経過した年度の年度末
- (2) 申請時に、優良な緑化の要件「公開性」における「(3) 緑化施設の状況を、自身のホームページ等で確認できる」を選択したにもかかわらず、みどりのまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書を交付した年度から5年を経過する年度の年度末までの間適正な公開がなされていないとき
- (3) 要綱第15条に規定する健全な育成及び管理が遵守されていない可能性があると思われるとき

第6 要綱第17条第1項に規定する交付した補助金の全部又は一部の返還は、次の規定により返還額を決定するものとする。

- (1) 要綱第17条第1項第1号、同第2号、同第4号、同第5号及び同第7号に該当す

る場合 全部

- (2) 同第3号に該当する場合 破壊又は転用した面積を当初申請した緑化面積で除し、これに交付した補助額を乗じた額
- (3) 同第6号に該当する場合 瑕疵があると認められる面積を当初申請した緑化面積で除し、これに交付した補助額を乗じた額

第7 要綱第17条第1項第6号の著しい瑕疵があると認められるときは、次に掲げる状態にある場合をいう。ただし、補助金の交付を受けた申請者が状況を遅滞なく改善する旨を確約した場合は、この限りでない。

- (1) 緑化施設に植栽されている樹木が、植栽した際の本数の30%以上枯損している場合又は植えられている草本類が植えた際の実積の30%以上枯損している場合
- (2) 緑化施設内に雑草等が繁茂し、周辺の景観を著しく損なっている場合
- (3) 害獣虫等が営巣したまま放置されており、近隣住民の生活環境を著しく害している場合
- (4) その他近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている場合

第8 要綱第17条第2項に規定する補助金の全部又は一部の返還は、原則緑化施設を除却した面積を当初申請した緑化面積で除し、これに交付した補助額を乗じた額によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、返還を要しないものと決定することができる。

- (1) 除却が公共事業に起因する場合
- (2) 風水害等本人の責に帰さない事由による場合。ただし、復旧が可能な状態にある場合は申請者が復旧を確約した場合に限る

第9 要綱別表第1対象規模の欄中緑化面積100㎡程度以上は、緑化面積の合計が80㎡以上あるものをいう。

第10 要綱別表第1における各緑化事業に係る条件は、次のとおりとする。

緑化面積の計算方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1項並びに第2項イ、ロ及びホを準用するものであるが、その詳細については、当面は他市町村における規定等に準拠することも可とする。ただし、豊田市において別途緑化マニュアル等を作成した場合は、これに依拠せねばならない。

○屋上緑化

- ・申請者は、既存の建築物に屋上緑化を行うときは、必ず耐荷重や耐震性等に係る安全性を確認すること。また、この場合申請書に確認を行った旨を記載すること。
- ・他の緑化事業と併用して行う場合、屋上緑化のみで3㎡以上の植栽面積を確保するこ

と。

○壁面緑化

- ・つる性植物を利用する場合、植栽基盤の延長1 mあたり3株以上植えること。
- ・他の緑化事業と併用して行う場合、壁面緑化のみで3 m<sup>2</sup>以上の緑化面積を確保すること。

○空地緑化

- ・他の緑化事業と併用して行う場合、空地緑化のみで3 m<sup>2</sup>以上の緑化面積を確保すること。

○駐車場緑化

- ・車輪による踏圧部又は区画の全体に対し、芝生保護材等により保護を行うか、又は区画全体に耐圧基盤土壌等を使用すること。
- ・日照条件や利用形態等に充分配慮した上で配置箇所を決定すること。
- ・身体障がい者用の区画に対する緑化は行わないこと。
- ・前向駐車、後退駐車の違いを明確に行い、エンジン熱の影響が想定される箇所の緑化は極力避けること。

○生垣設置

- ・緑化植物は、健全な常緑低木を基本とし、延長1 mあたり2本以上植栽すること。また、樹高は植栽時で0.8 m以上とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年1月1日から施行する。